

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 長野支部

出産祝金交付規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規定第3条2項(1)の規定に基づく、出産祝金の交付に関し必要な事項を定める。

(出産祝金の交付対象者)

第2条 出産祝金の交付を受けることのできるものは、出産日現在月掛金3,000円以上の教弘保険又はユース教弘10口以上加入の長野県内の教弘会員であること。

(出産祝金の交付額)

第3条 出産祝金の交付額は、誕生した子ども1名につき10,000円とする。

(出産祝金交付の申請)

第4条 交付希望者は、出産日から2年以内に、出産祝金交付申請書に所属長の証明を受けると、次のいずれかの書類を添付して申請する。

(所属長の証明を受けない場合の添付書類)

出生届、住民票、母子手帳(出生届済証明の頁)のいずれかのコピー

(補 足)

第5条 この規程に定めるもののほか、出産祝金交付に関し、必要な事項は支部長が定める。